

岩国地域 8 市町村合併協議会

第 10 回 会 議 資 料

と き 平成 1 8 年 2 月 2 1 日 (火) 1 5 時から

ところ ホテルかんこう (岩国市)

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議 事
 - 報告第 21 号 岩国市長職務執行者の選任について …… 1
 - 報告第 22 号 即時施行及び暫定施行の条例について …… 4
 - 報告第 23 号 新市の介護保険料について ……14
 - 報告第 24 号 新市公共施設名称の変更等について ……17
 - 協議第 46 号の 1 新市の市章について ……19
 - 協議第 47 号 合併時の特別職の報酬等について ……20
 - 報告第 25 号 岩国地域 8 市町村合併協議会の廃止について ……22
- 5 その他
- 6 閉 会

岩国市長職務執行者の選任について

岩国市長職務執行者について、別紙協議書のとおり定めたので報告する。

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国市の設置に伴う市長職務執行者の選任に関する協議書

平成１８年３月２０日から岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町及び同郡美和町を廃し、その区域をもって「岩国市」を設置することに伴う地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１条の２第１項の規定に基づく市長職務執行者について、下記のとおり定めるものとする。

記

１ 市長職務執行者

美川町長 田 中 英 雄

２ 任期

岩国市の設置の日から同市の市長が選挙されるまでの間

平成１７年１２月２７日

岩国市長 井 原 勝 介

由宇町長 榎 本 利 光

玖珂町長 植 野 正 則

本郷村長 藤 本 雄 三

周東町長 武 居 龍 志

錦 町 長 寺 本 隆 宏

美川町長 田 中 英 雄

美和町長 宗 正 久 明

【地方自治法施行令】 抜粋

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

即時施行及び暫定施行の条例について

即時施行及び暫定施行の条例について、別紙のとおり報告する。

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

【参考：合併協定項目確認内容】

協定項目 13 条例、規則等の取扱い

新市における条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2) 合併後においても一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる条例

整理 番号	条 例 名
1	岩国市役所の位置を定める条例
2	岩国市総合支所設置条例
3	岩国市の休日を定める条例
4	岩国市公告式条例
5	岩国市議会定例会条例
6	岩国市議会政務調査費の交付に関する条例
7	岩国市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
8	岩国市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
9	岩国市監査委員条例
10	岩国市行政組織条例
11	岩国市出張所設置条例
12	岩国市情報公開条例
13	岩国市個人情報保護条例
14	岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例
15	岩国市行政手続条例
16	岩国市印鑑条例
17	岩国市認可地縁団体印鑑条例
18	岩国市住居表示に関する条例
19	岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
20	岩国市民会館条例
21	岩国市周東文化会館条例
22	岩国市住民ホール条例
23	岩国市水西書院条例
24	岩国市学習等供用会館条例
25	岩国市集会所条例
26	岩国市ふれあい交流館西岩国条例
27	岩国市交流館条例
28	岩国市公平委員会設置条例
29	岩国市職員定数条例
30	岩国市職員の分限に関する条例
31	岩国市職員の定年等に関する条例
32	岩国市職員の再任用に関する条例
33	岩国市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
34	岩国市職員のサービスの宣誓に関する条例
35	岩国市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
36	岩国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
37	岩国市職員の育児休業等に関する条例
38	岩国市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
39	岩国市職員公務災害等見舞金に関する条例
40	岩国市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

41	岩国市職員団体の登録に関する条例
42	岩国市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
43	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
44	岩国市公益法人等への職員の派遣等に関する条例
45	岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
46	岩国市特別職報酬等審議会条例
47	岩国市証人等の実費弁償支給条例
48	岩国市常勤の特別職の職員の給与に関する条例
49	岩国市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
50	岩国市一般職の職員の給与に関する条例
51	岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例
52	岩国市災害派遣手当に関する条例
53	岩国市職員の旅費に関する条例
54	市長等の退職手当に関する条例
55	市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
56	岩国市職員の退職手当に関する条例
57	岩国市財政状況の公表に関する条例
58	岩国市特別会計条例
59	岩国市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
60	岩国市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例
61	岩国市県収入証紙調達基金条例
62	岩国市財政調整基金条例
63	岩国市減債基金条例
64	岩国市土地開発基金条例
65	岩国市職員退職手当基金条例
66	岩国市社会福祉基金条例
67	岩国市国民健康保険基金条例
68	岩国市介護給付準備基金条例
69	岩国市本郷診療所基金条例
70	岩国市平田梅が丘団地基金条例
71	岩国市小規模下水道基金条例
72	岩国市水源かん養基金条例
73	岩国市観光施設基金条例
74	錦帯橋基金条例
75	岩国市奨学基金条例
76	岩国市芸術文化振興基金条例
77	岩国市青少年健全育成基金条例
78	岩国市本郷総合支所建設基金条例
79	岩国市庁舎整備基金条例
80	岩国市国際交流基金条例
81	岩国市人材育成基金条例
82	岩国市テクノポート周東工業団地整備基金条例
83	岩国市玖珂瀬田工業団地管理基金条例
84	岩国市周東食肉センター基金条例

85	岩国市鉄道経営対策事業基金条例
86	岩国市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例
87	岩国市税条例
88	岩国市過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例
89	岩国市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例
90	合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例
91	岩国市固定資産評価審査委員会設置条例
92	岩国市行政財産使用料条例
93	岩国市手数料条例
94	岩国市督促手数料及び延滞金徴収条例
95	岩国市収入証紙条例
96	岩国市福祉事務所設置条例
97	岩国市福祉会館条例
98	岩国市玖珂福祉センター条例
99	岩国市本郷福祉サービスセンター条例
100	岩国市災害弔慰金の支給等に関する条例
101	岩国市保育の実施に関する条例
102	岩国市保育園条例
103	岩国市へき地保育園条例
104	岩国市放課後児童の保育に関する条例
105	岩国市児童館条例
106	岩国市こども館条例
107	岩国市母子生活支援施設設置条例
108	岩国市出産祝金支給条例
109	岩国市社会福祉法人の助成に関する条例
110	岩国市デイサービスセンター条例
111	岩国市玖珂リハビリセンター条例
112	岩国市玖珂はつらつハウス条例
113	岩国市静風園設置条例
114	岩国市錦高齢者コミュニティセンター条例
115	岩国市錦高齢者の家条例
116	岩国市錦介護老人保健施設条例
117	岩国市生活支援ハウス条例
118	岩国市老人福祉センター条例
119	岩国市老人作業所条例
120	岩国市心身障害児福祉手当条例
121	岩国市太陽の家条例
122	岩国市心身障害者デイケアハウス条例
123	岩国市障害者サービスセンター条例
124	岩国市はり、きゅう施術費の助成に関する条例
125	岩国市本郷高齢者きらめき交流プラザ条例
126	岩国市周東福祉会館条例
127	岩国市周東南総合センター条例
128	岩国市保健センター条例

129	岩国市診療所条例
130	岩国市営へき地患者等輸送バス運行事業に関する条例
131	岩国市病院事業の設置等に関する条例
132	岩国市立病院及び診療所条例
133	岩国市立病院及び診療所の診療料、使用料、手数料等徴収条例
134	岩国市平田梅が丘団地下水道条例
135	岩国市斎場条例
136	岩国市墓地条例
137	岩国市周東食肉センター条例
138	岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
139	岩国市一般廃棄物処理施設設置条例
140	岩国市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
141	岩国市簡易水道条例
142	岩国市平田梅が丘団地専用水道条例
143	岩国市簡易給水施設等条例
144	岩国市国民健康保険条例
145	岩国市国民健康保険の保険料率に関する経過措置条例
146	岩国市介護保険条例
147	岩国市サンライフ岩国条例
148	岩国市働く婦人の家条例
149	岩国市周東体育センター条例
150	岩国市サン・ビレッジ周東条例
151	岩国市周東勤労青少年ホーム条例
152	岩国市新事業創出等促進条例
153	岩国市勤労者研修センター条例
154	岩国市由宇温泉供給条例
155	岩国市観光物産交流センター条例
156	岩国市錦憩の家条例
157	岩国市羅漢山青少年旅行村条例
158	岩国市美川地底ホール条例
159	岩国市らかん高原森林体験交流促進施設「ポポロの森キャンプ場」条例
160	岩国市美川大水車販売所及び美川大水車そうめん流し施設条例
161	岩国市美川農林漁業体験実習館条例
162	岩国市由宇総合交流ターミナル条例
163	岩国市弥栄湖周辺施設条例
164	岩国市レイクプラザやさか条例
165	岩国市にしき産品ステーション条例
166	岩国市錦高根総合交流促進施設条例
167	岩国市弥栄湖湖面利用施設条例
168	岩国市生産物直売所条例
169	岩国城条例
170	岩国城索道条例
171	錦帯橋条例
172	岩国市寂地峡観光施設条例

173	岩国市にしきメルヘンランド条例
174	岩国市道の駅ピュアラインにしき条例
175	岩国市らかん高原本郷野外活動交流施設条例
176	岩国市らかん高原オートキャンプ場条例
177	岩国市錦グリーンパレス条例
178	岩国市小売市場条例
179	岩国市地方卸売市場条例
180	岩国市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
181	岩国市小作料協議会条例
182	岩国市営農業農村整備事業分担金徴収条例
183	岩国市農業集落排水事業分担金徴収条例
184	岩国市営森林整備事業分担金徴収条例
185	県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関する条例
186	県営農業農村整備事業に係る分担金の徴収に関する条例
187	岩国市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
188	岩国市土地改良事業償還金に係る補助及び利子補給に関する経過措置条例
189	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する条例
190	岩国市美和阿賀ふれあいセンター条例
191	岩国市高森南共同畜舎条例
192	岩国市周東食肉流通センター条例
193	岩国市錦府谷体験農園施設条例
194	岩国市錦農村環境改善センター条例
195	岩国市農産物加工場条例
196	岩国市農村公園条例
197	岩国市栗出荷調整施設条例
198	岩国市美和いきみ i k i k i センター条例
199	岩国市美和農林業者トレーニングセンター条例
200	岩国市由宇農村婦人の家条例
201	岩国市由西農家研修センター条例
202	岩国市本郷山村センター条例
203	岩国市波野集落センター条例
204	岩国市本郷農山村広場条例
205	岩国市周東農村ふれあいセンター条例
206	岩国市須万地高齢者等活動促進施設条例
207	岩国市周東川越健康増進センター条例
208	岩国市ライスセンター条例
209	岩国市周東川越交流センター条例
210	岩国市火入れに関する条例
211	岩国市林業センター条例
212	岩国市美和木工交流館条例
213	岩国市周東森林体験交流施設条例
214	岩国市木材加工施設条例
215	岩国市美川基幹集落センター条例
216	岩国市らかん高原放牧場条例

217	岩国市周東西山牧場条例
218	岩国市美和立岩草地条例
219	岩国市漁港管理条例
220	岩国市漁港区域内占用料等徴収条例
221	岩国市道路占用料徴収条例
222	岩国市分担金徴収条例
223	岩国市建築協定条例
224	岩国市特別工業地区建築規制条例
225	岩国市特別業務地区建築制限の緩和に関する条例
226	岩国都市計画南岩国地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
227	岩国市営住宅条例
228	岩国市特定公共賃貸住宅条例
229	岩国市営改良住宅条例
230	岩国市若者定住対策住宅管理条例
231	岩国市単独定住住宅条例
232	岩国市都市計画審議会条例
233	岩国市地区計画等の案の作成手続に関する条例
234	岩国市街なみ景観条例
235	岩国都市計画川下土地区画整理事業施行条例
236	岩国市自転車駐輪場条例
237	岩国市営駐車場設置条例
238	岩国市自転車等放置防止条例
239	岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
240	岩国市都市公園条例
241	岩国市下水道条例
242	岩国市下水道事業受益者負担に関する条例
243	岩国市小規模下水道条例
244	岩国市農業集落排水処理施設条例
245	岩国市玖珂地域農業集落排水処理施設条例
246	岩国市特定地域生活排水処理施設条例
247	岩国市港湾施設条例
248	岩国市海岸保全区域内占用料等徴収条例
249	岩国市法定外公共物管理条例
250	岩国市準用河川条例
251	岩国市防災会議条例
252	岩国市災害対策本部条例
253	岩国市消防団条例
254	岩国市消防団員賞じゅつ金等支給条例
255	岩国市消防団員等公務災害補償条例
256	岩国市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
257	岩国市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
258	岩国市立小学校及び中学校設置条例
259	岩国市幼稚園条例
260	岩国市にこにちどり園条例

261	岩国市立小学校及び中学校施設利用条例
262	岩国市本郷山村留学センター条例
263	岩国市本郷里山体験交流センター条例
264	岩国市学校給食センター条例
265	岩国市奨学金貸付条例
266	岩国市学校寄宿舎設置条例
267	岩国市教育センター条例
268	岩国市社会教育委員設置条例
269	岩国市公民館条例
270	岩国市周東集会所条例
271	岩国市美和文化会館条例
272	岩国市図書館条例
273	岩国市玖珂総合センター条例
274	岩国市玖珂あいあいセンター条例
275	岩国市徴古館条例
276	岩国市歴史民俗資料館条例
277	岩国市沼田ふれあい神楽交流館条例
278	岩国市科学センター条例
279	岩国市教育資料館条例
280	岩国市茶室条例
281	岩国市青年の家条例
282	岩国市玖珂こどもの館条例
283	岩国市玖珂いきいきハウス条例
284	岩国市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例
285	岩国市運動施設条例
286	岩国市野外活動センター条例
287	岩国市美和 B & G 海洋センター条例
288	岩国市美川コミュニティひろば条例
289	岩国市文化財保護条例
290	重要文化財旧目加田家住宅保存条例
291	岩国行波の神舞伝承館条例
292	岩国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
293	岩国市交通事業の設置等に関する条例
294	岩国市乗合自動車等使用料条例
295	岩国市営バス福祉優待乗車証に関する条例
296	岩国市水道事業等の設置等に関する条例
297	岩国市水道条例
298	岩国市工業用水道条例

2 合併後においても一定の地域に暫定的に施行させる条例

整理 番号	条 例 名
1	由宇町住居表示審議会条例
2	玖珂町営バス運行に関する条例
3	本郷村営バス運行事業に関する条例
4	周東町営バスに関する条例
5	錦町営バス運行事業に関する条例
6	美川町営バス運行事業に関する条例
7	美和町営バス運行事業に関する条例
8	行進及び集団示威運動に関する条例
9	岩国市交通災害共済条例
10	由宇町交通災害共済条例
11	玖珂町交通災害共済条例
12	本郷村交通災害共済条例
13	周東町交通災害共済条例
14	錦町交通災害共済条例
15	美川町交通災害共済条例
16	美和町交通災害共済条例
17	岩国市職員恩給条例
18	玖珂町敬老祝金支給条例
19	周東町敬老金給付条例
20	岩国市同和对策審議会条例
21	岩国市同和福祉援護資金貸付条例
22	周東町工業団地企業立地促進条例
23	岩国市工業用水使用促進条例
24	由宇町土地開発行為に関する条例
25	玖珂町土地開発行為の手續きに関する条例

関係法令

【地方自治法】 抜粋

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 (略)

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

【地方自治法施行令】 抜粋

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

新市の介護保険料について

新市の介護保険料について、別紙のとおり報告する。

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

【参考：合併協定項目確認内容】

1 介護保険料について

- (1) 保険料については、第 3 期事業運営期間開始の平成 18 年度から統一する。

なお、統一する保険料については、介護保険制度の見直し等も踏まえて、急激な住民負担増とならないよう、十分配慮しながら調整する。

協定項目	19 介護保険事業の取扱い
事務事業名	介護保険料
確認内容	保険料については、第3期事業運営期間開始の平成18年度から統一する。 なお、統一する保険料については、介護保険制度の見直し等も踏まえて、 急激な住民負担増とならないよう、十分配慮しながら調整する。 第3期事業運営期間における調整方法 第3期事業運営期間（平成18～20年度）の保険料を算出する際、合併 前の市町村ごとに、基金、償還金を含め、合併前の調整交付金交付率をもと に算出した保険料（個別保険料）が、統一保険料と比較して第3段階の基準 月額で500円を超えて上昇する場合は、500円を超えた額の全額を統一 保険料から控除した額を調整後の保険料とする。

現行制度	【制度概要】				
		第2期事業運 営期間（平成 15～17年 度）の保険料 （基準額月 額）	所得別段 階の階層 数	財政安定化基金 償還金（第3 期償還額）	第2期事業運 営期間介護給 付費準備基金 （平成17年 度末現在高見 込み）
	岩国市	3,540 円	5 段階	100,620 千円	0 千円
	由宇町	2,880 円	〃	0 千円	0 千円
	玖珂町	2,916 円	〃	25,677 千円	0 千円
	本郷村	3,880 円	〃	0 千円	4,004 千円
	周東町	4,450 円	〃	49,677 千円	0 千円
	錦 町	3,200 円	〃	0 千円	0 千円
	美川町	3,997 円	〃	2,421 千円	0 千円
	美和町	3,800 円	〃	22,800 千円	0 千円

新制度の内容

【第3期事業運営期間（平成18～20年度）の保険料】

1．基準額月額を4,320円として統一する。

参考

個別保険料 (a)	統一 保険料 (b)	差額 (c)= (b)-(a)	調整額 (d)= (c)-500円	調整後保険料 (e)= (b)-(d)
岩国市 4,220円	4,320円	100円	-	-
由宇町 4,080円		240円	-	-
玖珂町 4,220円		100円	-	-
本郷村 4,060円		260円	-	-
周東町 4,560円		240円	-	-
錦町 4,320円		0円	-	-
美川町 4,960円		640円	-	-
美和町 5,280円		960円	-	-

2．所得別段階は、6段階とする。

段階	対象者	基準額に 対する割合	保険料 (月額)
第1段階	市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0.50	2,160円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額 ^{注)} の合計が80万円以下の者	0.50	2,160円
第3段階	市町村民税世帯非課税であって第2段階以外の者	0.75	3,240円
第4段階 (基準額)	市町村民税世帯課税であって本人非課税者	1.00	4,320円
第5段階	市町村民税課税者のうち合計所得金額が200万円未満の者	1.25	5,400円
第6段階	市町村民税課税者のうち合計所得金額が200万円以上の者	1.50	6,480円

注) 公的年金等に係る雑所得を除く。

税制改革により第1・2・3段階から第4・5段階に、または第4段階から第5段階に移行する者については、平成18・19年度に激変緩和措置を講じるものとする。

新市公共施設名称の変更等について

新市公共施設名称の変更等について、別紙のとおり報告する。

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

新市公共施設名称の変更等について

1 例規整備等に伴い名称変更を行ったもの

NO.	現行施設名称	新市施設名称(案) 第8回協議会(7/27)報告	変更後の新市施設名称(案)	市町村
115	久保住宅集会所	久保住宅集会所	久保団地集会所	錦 町
116	須万地住宅集会所	須万地住宅集会所	平成団地集会所	錦 町
166	高齢者等活動促進施設	須万地第1集会所	須万地高齢者等活動促進施設	錦 町
356	錦グリーンパレス専用水道	錦グリーンパレス専用水道	小山簡易給水施設	錦 町
378	原下地区簡易給水施設	原下簡易給水施設	原簡易給水施設	美川町
389	原上地区簡易給水施設	原上簡易給水施設		美川町
427	岩国地域観光物産センター	岩国地域観光物産センター	岩国市観光物産交流センター	岩国市
428	錦町総合交流ターミナル	錦総合交流ターミナル	道の駅「ビューラインにしき」	錦 町
468	錦町農産物加工場	錦農産物加工場	錦広瀬農産物加工場	錦 町
514	通津団地	通津団地	岩国通津団地	岩国市
520	川西団地	川西団地	岩国川西団地	岩国市
523	黒磯団地	黒磯団地	岩国黒磯団地	岩国市
582	鷹の巣公営住宅	美和鷹の巣1号団地	美和鷹ノ巣住宅	美和町
583	鷹の巣公営住宅	美和鷹の巣2号団地		美和町
584	鷹の巣特定公共賃貸住宅	美和鷹の巣3号団地	美和鷹ノ巣団地	美和町
717	岩国市教育相談教室	岩国市中央学習支援教室	岩国市中央教育支援教室	岩国市
718	玖西教育相談教室	岩国市周東学習支援教室	岩国市周東教育支援教室	周東町
719	教育相談室	岩国市美和学習支援教室	岩国市美和教育支援教室	美和町
771	岩国市営旭水泳プール	岩国市営旭水泳プール	岩国市営旭プール	岩国市
772	岩国市営立石水泳プール	岩国市営立石水泳プール	岩国市営立石プール	岩国市
773	岩国市営横山水泳プール	岩国市営横山水泳プール	岩国市営横山プール	岩国市

2 廃止等に伴い削除するもの

NO.	現行施設名称	新市施設名称(案) 第8回協議会(7/27)報告	変更後の新市施設名称(案)	市町村
162	小正下地区研修集会所	小正下研修集会所	-	錦 町
328	玖西訪問看護ステーション	玖西訪問看護ステーション	-	周東町
365	光ヶ原簡易給水施設	光ヶ原簡易給水施設	-	錦 町
382	足谷簡易給水施設	足谷簡易給水施設	-	美川町
570	独身寮	ハートフル錦独身寮	-	錦 町
902	山崎団地児童遊園地	由宇山崎団地児童遊園地	-	由宇町

3 新設等に伴い追加するもの

NO.	現行施設名称	新市施設名称(案) 第8回協議会(7/27)報告	変更後の新市施設名称(案)	市町村
	由宇桝道第2児童公園	-	由宇桝道第2児童公園	由宇町
	本郷柔剣道場	-	本郷柔剣道場	本郷村
	上須川簡易給水施設	-	上須川簡易給水施設	錦 町
	深須小学校へき地教員住宅	-	錦深須住宅	錦 町

「NO.」は、第8回協議会で確認された一覧表番号。

新市の市章について

新市の市章について、次のとおり提案する。

新市の市章は、現在の岩国市の市章とする。

平成 17 年 10 月 12 日提出

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

合併時の特別職の報酬等について

合併時の特別職の報酬等について、別紙のとおり提案する。

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 18 年 2 月 21 日確認

【参考：合併協定項目確認内容】

協定項目 11 特別職の身分の取扱い

特別職（議会議員を除く。）の身分の取扱いについては、その設置、人数、任期、報酬等について、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役、教育長及び公営企業管理者の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額については、現行の給料の額及び同規模の地方自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (2) 行政委員会の委員（農業委員会委員を除く。）の人数及び任期については、法令の定めるところによる。
- (3) 行政委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の地方自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (4) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるもの（消防団員を除く。）については、その人数及び任期について、合併時に調整する。
- (5) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものについては、その報酬の額について、合併時に調整する。

● 市長等

職 名	金 額		備 考
市 長	月額	965,000 円	※職務執行者も同額とする。
助 役	月額	785,000 円	
収 入 役	月額	685,000 円	
教 育 長	月額	685,000 円	
公営企業管理者	月額	680,000 円	
常勤監査委員	月額	500,000 円	

● 行政委員会委員等

区 分 ・ 職 名		金 額		備 考
教育委員会	委員長	月額	93,000 円	
	委 員	月額	79,000 円	
選挙管理委員会	委員長	月額	50,000 円	
	委 員	月額	46,000 円	
公平委員会	委員長	月額	46,000 円	
	委 員	月額	38,000 円	
農業委員会	会 長	月額	46,000 円	※選挙による委員の在任特例期間中の報酬は、合併前の市町村の報酬額とする。(会長及び会長代理者は左記に掲げる報酬額)
	会長代理者	月額	38,000 円	
	委 員	月額	34,000 円	
監査委員	識見委員	月額	100,000 円	
	議会選出委員	月額	40,000 円	
固定資産評価審査委員会委員		日額	6,400 円	

岩国地域 8 市町村合併協議会の廃止について

岩国地域 8 市町村合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 18 年 3 月 20 日から、岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町及び同郡美和町を廃し、その区域をもって「岩国市」を設置することに伴い、岩国地域 8 市町村合併協議会は平成 18 年 3 月 19 日をもって廃止する。

平成 18 年 2 月 21 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

【地方自治法】 抜粋

（協議会の設置）

第 2 5 2 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 ～ 6 （略）

（協議会の組織の変更及び廃止）

第 2 5 2 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 2 5 2 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。